

原町都市計画地区計画の決定（原町市決定）

都市計画駅前北部地区地区計画を次のように決定する。

名 称	駅前北部地区地区計画	
位 置	原町市旭町二丁目、大町三丁目の各一部	
面 積	約3.5ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、将来土地利用構想において、JR原ノ町駅前の商業核に隣接する商業地として位置付けられ、土地区画整理事業により土地の高度利用と商業の活性化を図るものである。</p> <p>本計画では、建築物等に関する制限を行い、駅前の地理的条件を生かしたこの地区の特性にふさわしい商業業務地の形成を促進させることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>商業系土地利用を基本としながら建築物等の用途及び建築物等の形態又は意匠の制限をし、魅力的な商業地を目指すものであり、商業業務地として宅地の高度化、多様化の可能性を誘発すべく土地利用の増進を図る。</p>
	地区施設の整備方針	—
	建築物等の整備の方針	<p>一部の遊技施設及び工場等の立地を制限し、医療施設の保全と、また建築物等の形態又は意匠等の制限を行い、景観の向上と健全な商業地に誘導する。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>駅前の地理的条件を生かし、商業地形成の促進と土地の高度利用を図るため、土地区画整理事業により地区内に都市計画道路3路線、区画道路7路線のほか自転車駐車場及び街区公園と緑地を整備する。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	地区の区分	名 称	駅前北部地区（近隣商業地域）
			面 積	約 3. 5 ha
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 2. 自動車教習所 3. 床面積の合計が 1 5 m ² を超える畜舎 4. 建築基準法別表第 2（と）項第三号に定める工場 5. 建築基準法別表第 2（と）項第四号に定めるもの	
		建築物等の形態又は意匠の制限	美観風致を損なうような刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 広告塔、広告板及び案内板は、本地区にある施設以外の施設のためのものを設置してはならない。表示面積は、7 m ² 以下でなければならない。また、建築物の壁面から突出するものについては、5 m ² 以下とする。	
備 考				

「区域は計画図表示のとおり」

(理由)

用途地域の変更に伴い、地区計画によるきめ細かな建築物等の用途及び建築物等の形態又は意匠の制限により、この地区の特性と駅前の商業地にふさわしい土地利用の誘導を図るため、本案のとおり決定しようとするものである。

駅前北部地区 地区計画区域図



凡 例

 …駅前北部地区 (近隣商業地域)